

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業

要求水準書
（管理・運営編）

平成 31 年 4 月

長岡市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般概要	1
1 事業名称	1
2 業務実施場所	1
3 対象施設	1
4 業務内容	1
5 業務期間	1
6 本施設の基本性能	1
第2節 一般事項	2
1 本書の遵守	2
2 関係法令等の遵守	2
3 環境影響調査の遵守等	2
4 市への報告・協力	2
5 関係官公署への報告・届出	2
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守	2
7 市の検査	2
8 実施状況のモニタリング	2
9 関係官公署の指導等	2
10 労働安全衛生・作業環境管理	3
11 緊急時対応	3
12 急病等への対応	4
13 災害発生時の協力	4
14 地元雇用・地域貢献	4
15 個人情報保護	4
16 保険	5
17 業務実施計画書及び業務計画書の作成	5
第3節 管理運営条件	7
1 本業務に関する図書	7
2 提案書の変更	7
3 要求水準書記載事項	7
4 契約金額の変更	7
5 本業務期間終了時の引渡し条件	7

第 2 章 管理運営体制	9
1 業務実施体制	9
2 有資格者の配置	9
3 連絡体制	9
第 3 章 受付管理業務	10
1 受付管理	10
2 案内・指示	10
3 受付時間	10
第 4 章 運転管理業務	12
第 1 節 運転条件	12
1 処理対象廃棄物	12
2 処理能力	12
3 公害防止基準	12
4 用役条件	12
5 年間運転日数	12
6 運転時間	13
7 重機類・車両等の仕様	13
第 2 節 搬入廃棄物の性状分析	13
第 3 節 搬入管理	13
第 4 節 適正運転	13
第 5 節 搬出物の保管及び積込み	15
第 6 節 搬出物の性状分析	15
第 7 節 運転計画の作成	15
第 8 節 運転管理マニュアルの作成	15
第 5 章 物品・用役調達業務	16
1 物品・用役の調達・管理	16
第 6 章 維持管理業務	17
第 1 節 点検・検査	17
1 点検・検査計画の作成	17
第 2 節 補修	17

1 補修計画の作成	17
2 補修の実施.....	17
第3節 精密機能検査.....	18
第4節 機器等の更新.....	18
第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施	19
第6節 改良保全.....	19
第7節 重機の管理	19
第7章 余熱利用業務	20
第1節 売電の事務手続き及び発電条件.....	20
第8章 環境管理業務	21
第1節 環境保全.....	21
1 環境保全基準	21
2 環境保全計画	21
第2節 作業環境.....	21
1 作業環境保全基準.....	21
2 作業環境保全計画.....	21
第9章 情報管理業務	22
第1節 報告事項.....	22
1 運転管理報告	22
2 調達報告	22
3 点検・検査報告	22
4 補修・更新報告	22
5 環境保全報告	22
6 作業環境保全報告.....	23
7 その他管理記録報告	23
第2節 業務報告書	23
第3節 その他情報管理	24
1 施設情報管理.....	24
2 本施設の管理運営の記録に関する報告.....	24
第10章 その他関連業務.....	25
第1節 見学者対応	25

第2節 住民対応.....	25
第3節 災害時の避難対応.....	25
第4節 清掃.....	25
第5節 警備・防犯.....	26
第6節 植栽管理.....	26
第7節 融雪・除雪.....	26
第8節 防火管理・防災管理.....	26

第1章 総 則

本「長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業要求水準書（管理・運営編）」（以下、「本書」という。）は、長岡市（以下、「市」という。）が発注する「長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業（以下、「本事業」という。）」を実施する民間事業者の募集・選定にあたり入札参加者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業要求水準書（設計・建設編）」（以下、「要求水準書（設計・建設編）」という。）に基づき整備される本施設に関する管理運営業務（以下、個別に又は総称して「本業務」という。）の各業務に関して、市が本事業に係る事業契約を締結する民間事業者（以下、「SPC」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本市は本書の内容を、事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

第1節 一般概要

1 事業名称

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業

2 業務実施場所

新潟県長岡市中条新田地内（旧中之島クリーンセンター敷地）

3 対象施設

本業務の対象施設は以下のとおりである。

- (1) 要求水準書（設計・建設編）により整備される熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障、その他の必要な施設（以下、「本施設」という。）及び別紙で示す消雪ポンプ（以下、「既存施設」という。）
ただし、既存施設の対象となる業務は運転管理業務のみとする。
- (2) 要求水準書（設計・建設編）により、本施設に納入される重機・車両等

4 業務内容

本業務は、本施設に関する受付業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、物品・用役調達業務、余熱利用業務、情報管理業務、その他関連業務であり、本書に示すとおりである。

5 業務期間

本業務の管理運営期間（以下、「本業務期間」という。）は、平成 36 年 4 月から平成 51 年 3 月までとする。

6 本施設の基本性能

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、要求水準書（設計・建設編）「第 1 章 第 13 節 正式引渡し」に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。

第2節 一般事項

1 本書の遵守

SPC は、本書に記載される要件を遵守すること。

2 関係法令等の遵守

SPC は、関係法令等（要求水準書（設計・建設編）「第1章 第2節 2 関係法令等の遵守」及び本業務に関連する法令）を遵守すること。

3 環境影響調査の遵守等

SPC は、「長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業に伴う生活環境影響調査」を遵守すること。また、SPC が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

4 市への報告・協力

- (1) SPC は、本業務に関して、市が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。
- (2) SPC は、定期的な報告は「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「11 緊急時対応」に基づくこと。

5 関係官公署への報告・届出

- (1) 市が、関係官公署へ報告、届出等を必要とする場合、市の指示に従って、SPC は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て SPC が負担すること。
- (2) SPC が行う管理運営に係る報告、届出等に関しては、SPC の責任により行うこと。

6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

SPC は、本業務期間中、市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

7 市の検査

市が SPC の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、SPC は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

8 実施状況のモニタリング

市は、SPC より提出される書類を基に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。SPC は、市の実施するモニタリングに対して協力すること。

9 関係官公署の指導等

SPC は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は「長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業 事業契約書」に定める。

10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) SPC は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) SPC は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) SPC は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)」(以下、「ばく露防止対策要綱」という。)に基づき設置されるダイオキシン類対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」の策定を行うこと。また、SPC は、ダイオキシン類の対策責任者を配置し、その職務を行うこと。なお、配置されるダイオキシン類の対策責任者は対策要領に基づき選任されるものとする。
- (6) SPC は、ばく露防止対策要綱に基づき、従事者へダイオキシン類へのばく露防止推進計画を踏まえたダイオキシン類ばく露防止対策を実施すること。
- (7) SPC は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (10) SPC は、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) 等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告すること。
- (11) SPC は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) SPC は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- (13) SPC は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11 緊急時対応

- (1) SPC は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の本業務の中断をもたらす可能性があるあらゆる事象について本業務の目標復旧時間、目標復旧レベルを実現するために実施する戦略・対策、あるいはその選択肢、対応体制、対応手順等を定めた BCP(事業継続計画)を作成し、市の承諾を得ること。また、当該計画に従った適切な対応を行うこと。なお、SPC は作成した当該計画について必要に応じて随時改善すること。改善した計画については、市に報告し、市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、

従業者の安全確保を最優先するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、緊急時において、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。

- (3) SPC は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、早急に本施設を復旧し、運転管理を継続すること。なお、SPC は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、市に報告し、市の承諾を得ること。
- (4) SPC は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。
- (5) SPC は、緊急対応マニュアルに基づき、緊急時に連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- (6) 緊急時に対応した場合、SPC は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

12 急病等への対応

- (1) SPC は、本施設への来場者、従業者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) SPC は、本施設に AED を複数設置すること。設置位置は、本施設内の来場者及び従業者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置に必ず設置すること。また、設置した AED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

13 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、SPC はその処理処分に対処すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14 地元雇用・地域貢献

- (1) SPC は、本業務に関して市内での積極的な雇用促進、物品・資材の調達及び補修工事等の発注などを行い、地元経済の活性化に努めること。
- (2) SPC は、事業実施場所周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

15 個人情報保護

SPC は、個人情報の適正な取扱いの確保について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに基づき規定されている「長岡市個人情報保護条例」（平成 17 年条例第 21 号）等を遵守すること。

16 保険

SPC は、本業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。ただし、SPC により、下記の火災保険の付保と同等と認められるその他保険の設計等が提案された場合は、火災保険の付保に代わるものと認める。

(1) 第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害（自動車事故による不法行為に起因する損害を含む。）について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：業務期間

保険金額：対人：1 名 1 億円以上、1 事故最大 10 億円以上

対 物：1 事故最大 1 億円以上

そ の 他：市を追加被保険者とする保険契約とすること（自動車事故による不法行為に起因する損害に対する保険を除く。）

(2) 火災保険

付保対象：【事業者提案による】

付保期間：業務期間

保険金額：再調達価格

17 業務実施計画書及び業務計画書の作成

- (1) SPC は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を本業務開始前に市に提出し、市の承諾を受けること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、市への各種報告様式等を含むこと（表 1 参照）とし、その内容については、市との協議により決定すること。
- (3) SPC は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を市に提出し、当該年度の業務が開始する前に、市の承諾を得ること。

表 1 業務実施計画書の構成（参考）

受付業務実施計画書	
運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・日報・月報・年報様式	等を含む
物品・用役調達業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画	等を含む
維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画	等を含む
環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画	等を含む
情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領	等を含む
その他関連業務実施計画書 ・見学者対応要領 ・住民対応要領・体制 ・清掃要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制	等を含む

第3節 管理運営条件

1 本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

- (1) 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業 事業契約書
- (2) 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業 本書
- (3) 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業 要求水準書（設計・建設編）
- (4) 長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業 提案書
- (5) その他市の指示するもの

2 提案書の変更

提案書の内容は原則として変更できない。ただし、市の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本書に適合しない箇所が発見された場合には、SPC の責任において本書を満足させるように対応すること。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

本書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

(2) 要求水準書における（参考）取扱い

本書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものである。SPC は「（参考）」と記載されたものについて、本業務を行うために必要と認められるものについては、SPC の責任において対応すること。

4 契約金額の変更

上記 2、3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

SPC は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、市の承諾を得た上で、本施設を市に引き渡すこと。

(1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本施設の基本性能が確保されており、市が本書に記載のある業務を事業期間終了後も 15 年以上継続して実施することに支障のない状態であることを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む。）は除く。
- 3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの。）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。
- 4) SPC は、引渡し時において以下の確認を行うこと。

- ① SPC は、要求水準書（設計・建設編）「第 1 章 第 5 節 3 引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。
 - ② SPC は、全ての設備（プラント機械設備、土木・建築設備（要求水準書（設計・建設編）「第 5 章 土木建築工事」の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。
 - i 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ii 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - d) その他、異常がないこと。
 - 5) SPC は、引渡時に支障のない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を市の立会のもとに実施する。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後 15 年間以上業務を継続して実施することに支障がある場合は、SPC の責任において、必要な補修等を実施すること。
- (2) 管理運営業務の引継ぎに関する条件
- 1) 市が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、市へ業務の引継ぎを行うこと。
 - 2) 引継ぎ項目は、本施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び事業契約書に基づき SPC が作成する図書等の内容を含むものとする。
 - 3) SPC は、市が指定する、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ SPC が作成し、市の承諾を得ること。
 - 4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、SPC は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
 - 5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。
- (3) その他
- 1) 水槽等に残留する廃棄物・排水等は原則処理すること。
 - 2) 本業務期間終了時における引渡しの詳細条件は、市と SPC の協議により決定するものとし、協議は本業務 10 年目を目処に開始する。

第2章 管理運営体制

1 業務実施体制

- (1) SPC は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) SPC は、整備した業務実施体制について市に報告し、市の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、従業員に対して、必要な研修を実施すること。

2 有資格者の配置

- (1) SPC は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号) 第 21 条第 1 項に基づく技術管理者を配置すること。また、運営開始後 2 年間以上において、一般廃棄物を対象として平成 14 年 12 月以降に竣工したボイラー・タービン式発電設備付きストーカ炉施設(施設規模 82t/日以上)の現場総括責任者としての経験を有する同一の技術者を、本事業の技術管理者として専任で配置すること。
- (2) SPC は、本施設に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、「電気事業法」(昭和 37 年法律第 170 号) 第 43 条第 1 項及び「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成 27 年 4 月 23 日改正)」に基づき選任されるものとする。SPC は、本施設の自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たす責任を有するものとする。
- (3) SPC は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者(安全管理者、衛生管理者、酸素欠乏危険作業主任者、危険物保安監督者・危険物取扱者、第 1 種圧力容器取扱作業主任者、クレーン・デリック免許取得者等)を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

3 連絡体制

SPC は、平常時および緊急時の市等への連絡体制(緊急時対応については、第 1 章第 2 節 11 (4)による)を整備し、市の承諾を得ること。連絡体制の構築にあたっては、市が常時事業の状況を把握・確認できるように配慮すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告し、市の承諾を得ること。

第3章 受付管理業務

SPC は、本書、関係法令、事業者提案等を遵守し、適切な受付業務を行うこと。

1 受付管理

- (1) SPC は、計量設備において、直営収集車、委託収集車、許可収集車、一般持ち込み車等の市が指示する車両に対して計量手続きを行うこと。
- (2) SPC は、本施設から発生する廃棄物及び搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量設備において計量し、確認・記録すること。また SPC は、計量データ品目の変更追加や記録様式の変更を市の求めに応じて行うこと。
- (3) SPC は、計量設備で利用するカードリーダー登録カード（別方式の場合は別途協議）の作成を市から求められた際にはこれに応じること。
- (4) SPC は、計量設備で受け付ける廃棄物について、市が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入基準を満たしていないもの（以下、「搬入禁止物」という。）を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ、市が定める対処方針に従い受付可否の対応を行うとともに、搬入基準等の説明を行うこと。なお、市は、市が定める搬入基準及び搬入禁止物に関する対処方針に変更がある場合、事前に SPC へ報告するものとする。
- (5) SPC は、本施設に直接持ち込みごみを搬入しようとするもの及び許可収集業者から、市が定める料金を、市が定める方法で市に代わり徴収し、指定金融機関に払い込むこと。
- (6) 市は、ごみ処理手数料の滞納者に対し搬入制限を行うことがあるので、SPC は協力すること。

2 案内・指示

- (1) SPC は、安全に搬入が行われるように、敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) SPC は、誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外で渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

3 受付時間

- (1) SPC は、表 2 に示す受付時間において、計量設備において受付管理を行うこと。
- (2) SPC は、表 2 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
- (3) SPC は、表 2 に示す受付時間外であっても、市が指示する一時的な受付管理については、対応すること。

表 2 本施設の受付時間

受付日	月曜日から土曜日（祝日・振替休日及び年末年始※は除く）
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

※年末年始の休暇：12月31日正午～1月3日（一般者）

：12月31日正午～1月2日（許可・委託業者）

第4章 運転管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を遵守し、本施設を適切に運転すること。また、本施設の基本性能（第1章第1節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、運転管理業務を実施すること。

第1節 運転条件

1 処理対象廃棄物

(1) 熱回収施設

熱回収施設については、要求水準書（設計・建設編）「第2章 第2節 熱回収施設 計画主要目」を参照のこと。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

不燃・粗大ごみ処理施設については、要求水準書（設計・建設編）「第2章 第3節 不燃・粗大ごみ処理施設 計画主要目」を参照のこと。

2 処理能力

(1) 本施設については、以下の処理を可能とすること。

- ① 熱回収施設 22,120t/年以上
- ② 不燃・粗大ごみ処理施設 5,427t/年以上

3 公害防止基準

(1) 本施設については、要求水準書（設計・建設編）「第2章 第4節 環境保全に係わる計画主要目」を参照のこと。

(2) SPC は、本施設について、公害防止基準を確実に遵守するための運転管理上の運転管理値を設定すること。

4 用役条件

要求水準書（設計・建設編）「第1章 第1節 7 立地条件」参照

5 年間運転日数

(1) 各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。

(2) 熱回収施設

- 1) 要求水準書（設計・建設編）「第2章 第2節 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、1炉あたり90日以上の連続した安定運転が可能とすること。
- 2) 要求水準書（設計・建設編）「第2章 第2節 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、1炉当たり年間280日以上の処理を可能とすること。

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設

- 1) 要求水準書（設計・建設編）「第2章 第3節 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、1系列あたり90日以上の計画作業日における安定運転が可能とすること。
- 2) 要求水準書（設計・建設編）「第2章 第3節 計画主要項目」に示されたごみ質に対

し、1系列当たり年間253日以上の処理を可能とすること。

6 運転時間

- (1) 熱回収施設は、24時間/日とする。
- (2) 不燃・粗大ごみ処理施設は、5時間/日とする。

7 重機類・車両等の仕様

- (1) SPCは、要求水準書（設計・建設編）で納入される重機類・車両等以外で、本業務に必要な重機類・車両等が生じた場合は用意すること。ただし、SPCは必要に応じて別紙で示す市所有の重機を借用できるものとする。
- (2) SPCは、重機類・車両等の選定にあたっては、環境配慮型を選定すること。

第2節 搬入廃棄物の性状分析

SPCは、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。

第3節 搬入管理

- (1) SPCは、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内において搬入車両を案内・指示すること。
- (2) SPCは、本施設に搬入される廃棄物について、搬入基準を満たしているか確認し、搬入禁止物の混入を防止すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ市が定める対処方針に従い搬入可否の対応を行うこと。
- (3) SPCは、搬入禁止物を発見した場合、一時保管後市が定める対処方針に従い、対処すること。
- (4) SPCは、直接持ち込みごみの荷下ろし時に適切な指示説明を行うこと。
- (5) SPCは、年4回以上プラットホーム内での搬入検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止すること。検査の実施に当たっては、市の立会について確認すること。また、市が搬入検査を実施する場合は、協力すること。
- (6) SPCは、本施設への委託収集、許可収集の車両による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するために、必要に応じて適切な指示をすること。

第4節 適正運転

- (1) SPCは、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切に本施設の運転を行うこと。また、自らが行う検査によって、適切な運転であることを確認すること。本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり、処理対象廃棄物の項目が細分化又は統

合した場合でも本業務開始時による体制で関係法令、公害防止基準、基本性能等を遵守できる場合は、適切な運転を行い対応すること。

- (2) SPC は、公害防止基準値を超過したことが判明した場合、直ちに市に報告し市の指示に従うこと。
- (3) SPC は、本施設からの主灰・飛灰処理物・不燃残渣等の搬出物が関係法令、要求水準書（設計・建設編）「第 1 章 第 5 節 1 性能保証事項」、「第 2 章 第 2 節 8 処理生成物基準」、「第 2 章 第 3 節 7 品質基準」等を満たすように適切に運転すること。また、市が指示する時期に、指示する搬出形態での搬出が可能となるように適切に運転すること。
- (4) SPC は、主灰・飛灰処理物・不燃残渣等が上記の関係法令、基準等を満たさない場合、SPC の責任において、当該廃棄物を上記の関係法令、基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。
- (5) SPC は、本施設より発生する資源物が関係法令、要求水準書（設計・建設編）「第 1 章 第 5 節 1 性能保証事項」、「第 2 章 第 3 節 7 品質基準」等を満たし、有価物として取引可能な状態となるよう適切に運転すること。また、市が指示する時期に、指示する搬出形態での搬出が可能となるように適切に運転すること。
- (6) SPC は、本施設より発生する資源物が上記の関係法令、基準等を満たさない場合、SPC の責任において、当該廃棄物を上記の関係法令、基準等を満たすよう必要な処置を行うこと。
- (7) ごみ焼却廃熱を有効に利用した発電を積極的に行い、年間（夏季、冬季、春秋）を通じて 2 炉稼働時の基準ごみにおいても、循環型社会形成推進交付金制度の高効率ごみ発電施設における発電効率 12.0%を満足するよう運転を行うこと。また、二酸化炭素排出量（エネルギー起源）が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合する所内電力、発電電力、燃料使用により運転を行うこと。
- (8) SPC は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の低減（省エネ）と発電電力量の増加を図ること。
- (9) SPC は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、主灰・飛灰処理物・不燃残渣等の最終処分量の低減を図ること。
- (10) SPC は、既存施設の消費電力も所内電力として見込み、既存施設が稼働可能な状態においては、稼働に支障のないよう配電すること。

第5節 搬出物の保管及び積込み

- (1) SPC は、本施設より排出される全ての処分物、資源物の市が行う適正処分に支障のないように、適切に保管すること。また、搬出の際の積込み作業を行うこと。

第6節 搬出物の性状分析

- (1) SPC は、本施設より排出される主灰・飛灰処理物等、資源物、不燃物等の量について計量し管理すること。
- (2) SPC は、本施設より排出される主灰・飛灰処理物等の性状について、定期的に、分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙 1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。

第7節 運転計画の作成

- (1) SPC は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) SPC は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。
- (3) 全設備の停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わないこと。
- (4) 定期点検、定期補修等は、1 系列ずつ実施し、施設として常時運転できる状態を確保できるよう努めること。また、電気設備、余熱利用設備などの共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については、安全な作業が確保できることを前提に、本施設の全炉休止期間の短縮化に努めること。
- (5) SPC は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (6) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、市の承諾を得た上で、計画を実施すること。
- (7) SPC は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、市と協議の上、計画を変更し、市の承諾を得ること。

第8節 運転管理マニュアルの作成

- (1) SPC は、本施設の運転操作に関する操作方法や公害防止基準値を確実に遵守するため、運転管理値に基づいた運用方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) SPC は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、市の承諾を得ること。

第5章 物品・用役調達業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第1節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、物品・用役調達業務を実施すること。

1 物品・用役の調達・管理

- (1) SPC は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、市に提出すること。その際、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策に配慮すること。
- (2) SPC は、災害発生等のため、7日間以上の運転を可能とするだけの物品・用役を備蓄しておくこと。
- (3) SPC は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し市に報告すること。
- (4) SPC は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第6章 維持管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第1節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように、維持管理業務を実施すること。なお、維持管理業務の対象は、土木・建築設備の点検・検査、補修、更新等の計画・実施も含むものであり、特に来場者等第三者が立ち入る箇所については、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等に配慮すること。

第1節 点検・検査

1 点検・検査計画の作成

- (1) SPC は、運転に極力影響を与えず点検および検査を効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。なお、土木・建築設備の点検・検査計画は、「市有施設安全点検マニュアル」に則したものとすること。
- (2) SPC は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、市に提出し、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、全ての点検・検査については、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

第2節 補修

1 補修計画の作成

SPC が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

- (1) SPC は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、市に提出し、市の承諾を得ること。作成にあたっては、施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。
- (2) SPC は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、市の承諾を得ること。

2 補修の実施

- (1) SPC は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) SPC は、補修に際して、補修工事施工計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、市との協議による年数保管する

こと。

- (4) SPC が行うべき補修の範囲は「表 3 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 3 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第3節 精密機能検査

- (1) SPC は、本施設について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整第 45 号）に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。
- (2) SPC は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、精密機能検査の結果を市に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第4節 機器等の更新

- (1) SPC は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について、市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、本業務期間中に市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、更新計画の対象となる本施設の機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久

度・消耗状況により、機器の更新を行うこと。

第5節 長寿命化総合計画の作成支援及び実施

- (1) SPC は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改定 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、施設保全計画を踏まえ、長寿命化総合計画の作成支援を行うこと。
- (2) SPC は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、市が長寿命化総合計画を更新する時は支援すること。
- (3) SPC は、作成した長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

第6節 改良保全

- (1) SPC は、本施設の改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を市に提案すること。また、市が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。
- (2) 改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、市において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

第7節 重機の管理

- (1) SPC は、市より貸与可能な重機のうち、借用した重機について、業務期間中の補修・更新を SPC にて行い、業務終了時に使用に支障のない状態で市に返却すること。

第7章 余熱利用業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第1節 6 参照）を十分に発揮し、適切な余熱利用業務を行うこと。

第1節 売電の事務手続き及び発電条件

- (1) 電力に係る一切の権利は市に帰属し、売電の収入は市に帰属するものとするが、SPC は、市のために売電に関して必要な事務手続きを代行すること。なお、この場合、売電収入の取り扱いは入札説明書別紙3の通りとするが、SPC は売電収入の向上に最大限努めるものとする。
- (2) SPC は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、市が再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用するために必要となる手続きを市のために代行するとともに、代行した手続きについて市に速やかに報告すること。また SPC は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するデータを市との協議による年数分を保管すること。
- (3) 市は売電業務を代行する一切の権限を SPC に付与する。

第8章 環境管理業務

SPC は、本書、関係法令、公害防止基準等を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第1節 6 参照）を十分に発揮し、搬入された廃棄物が安定的かつ適正に処理されるように環境管理業務を行うこと。

第1節 環境保全

1 環境保全基準

- (1) SPC は、公害防止基準、環境保全関係法令、環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議し、市の承諾を得ること。

2 環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

第2節 作業環境

1 作業環境保全基準

- (1) SPC は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) SPC は、本業務に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) SPC は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、市と協議し、市の承諾を得ること。

2 作業環境保全計画

- (1) SPC は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、「別紙1 測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとする。
- (2) SPC は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) SPC は、作業環境保全基準の遵守状況について市に報告すること。

第9章 情報管理業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第1節 報告事項

1 運転管理報告

- (1) SPC は、運転計画（第4章第7節 参照）に基づき、本施設への種別搬入量・搬出量、運転データ（処理量・搬出量、稼働時間、発電量、排ガス濃度、温度、圧力、余熱供給量等）、用役データ（電気、燃料、薬品、上水等）の内容を記載した運転管理報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (2) SPC は、運転管理報告書記載事項に関し、市が求めた場合は随時、状況報告を行うこと。
- (3) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

2 調達報告

- (1) SPC は、調達計画（第5章1 参照）に基づき実施した調達結果を記載した調達報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (2) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

3 点検・検査報告

- (1) SPC は、点検・検査計画（第6章第1節 1 参照）に基づき実施した点検・検査結果を記載した点検・検査報告書、精密機能検査計画（第6章第3節 参照）に基づき実施した精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (2) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

4 補修・更新報告

- (1) SPC は、補修計画（第6章第2節 参照）に基づき実施した補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画（第6章第4節 参照）に基づき実施した更新結果を記載した更新結果報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (2) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

5 環境保全報告

- (1) SPC は、環境保全計画（第8章第1節 2 参照）に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を業務報告書として市に提出すること。

- (2) SPC は、環境保全状況報告書記載事項に関し、市が求めた場合は随時、状況報告を行うこと。
- (3) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

6 作業環境保全報告

- (1) SPC は、作業環境保全計画（第 8 章第 2 節 2 参照）に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (2) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と協議の上、決定すること。

7 その他管理記録報告

- (1) SPC は、本施設の設備により管理記録可能な項目又は SPC が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、市に提出すること。
- (2) SPC は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を業務報告書として市に提出すること。
- (3) 詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む。）については、市と別途協議の上、決定すること。
- (4) SPC は、管理記録に関するデータを、市との協議による年数分を保管すること。

第2節 業務報告書

- (1) SPC は、市が日常モニタリングを行うための業務日報及び随時モニタリングを行うための業務月報を作成し当該月終了後 14 日以内に市へ提出するものとする。
- (2) SPC は、市が定期モニタリングを行うための四半期業務報告書及び年間業務報告書を当該四半期及び通期終了後 14 日以内に市へ提出する。
- (3) 業務日報、業務月報、四半期業務報告書及び年間業務報告書には、次の報告事項を含むこと。

表 4 業務報告書と報告事項

報告書 報告事項	業務日報	業務月報	四半期業務 報告書	年間業務 報告書
運転管理 報告	○	○	○	○
調達 報告		○	○	○
点検・検査 報告		○	○	○
補修・更新 報告		○	○	○
環境保全 報告	○	○	○	○
作業環境保全 報告		○	○	○
その他 管理記録報告		○	○	○

第3節 その他情報管理

1 施設情報管理

- (1) SPC は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に亘り適切に管理すること。
- (2) SPC は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、市の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議の上決定すること。

2 本施設の管理運営の記録に関する報告

- (1) SPC は、本施設の管理運営状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 6 項に基づき、市が公表できるよう公表用ホームページを作成するとともに、必要な情報を市に提出すること。なお、不燃・粗大ごみ処理施設についての管理運営状況に関する情報については、熱回収施設に準じる。
- (2) 提出内容及び頻度については、市の指示に従うこと。

第10章 その他関連業務

SPC は、本書、関係法令等を遵守し、適切なその他関連業務を行うこと。

第1節 見学者対応

- (1) SPC は、見学者の受付を行うとともに、見学者へ本施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明、その他の対応を行うこと。なお、市が行う官公庁からの視察者等の対応についても協力すること。
- (2) SPC は、見学者説明要領書を作成し、市の承諾を得ること。
- (3) SPC は、市の指示に従い、住民向けに配布する見学者パンフレットを作成すること。ここには、要求水準書（設計・建設編）「第3章 第13節 5 (4) 説明用パンフレット」の内容が含まれるものとする。また、電子データを市に引き渡すこと。見学者パンフレットの権利関係は、要求水準書（設計・建設編）の実施設設計図書及び完成図書の扱いに準じる。

第2節 住民対応

- (1) SPC は、常に適切な管理運営を行い、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) SPC は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合にも、適切に対処すること。
- (3) 市が開催する住民説明会等において、説明会での説明・資料作成を含む支援を行うこと。

第3節 災害時の避難対応

- (1) SPC は、発災時において、地域住民が避難をしてきた場合、一時的に避難者を受け入れ、一時避難者にスペースを提供すること。
- (2) SPC は、罹災中の避難者への入浴サービス等市が指示する対応について、支援・協力を行うこと。

第4節 清掃

- (1) SPC は、本施設の清掃計画を作成し、市の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) SPC は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

第5節 警備・防犯

- (1) SPC は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) SPC は、本施設の警備のため定期的な巡回を実施し、特に第三者の安全を確保すること。
- (4) SPC は、市から貸与される鍵の保持状況等を記録するなど適切に管理すること。

第6節 植栽管理

- (1) SPC は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、市の承諾を得ること。
- (2) SPC は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

第7節 融雪・除雪

- (1) SPC は、駐車場及び構内道路における融雪・除雪を行い、各搬入車両の走行に支障がないよう管理を行うこと。
- (2) SPC は、敷地出入口前の搬入道路についても市が指示した場合、搬入に支障がないよう除雪を行うこと。

第8節 防火管理・防災管理

- (1) SPC は、「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号)等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。
- (2) SPC は、整備した防火・防災管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。
- (3) SPC は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、市と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (4) SPC は、特にごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

別紙 1 測定項目及び頻度

項目	測定項目	頻度
ごみ質	単位容積重量、三成分、低位発熱量（環整 95 号ベース及び JIS M8814(2003)）、種類組成、放射性物質	4 回/年以上
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用するために必要となるごみ質分析	1 回/月以上
排ガス	硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	2 回/年以上（各炉）
	水銀	2 回/年以上（各炉）
	ダイオキシン類	1 回/年以上（各炉）
	放射性物質	4 回/年以上（各炉）
排水 （下水道放流する場合）	カドミウム及びその化合物	1 回/14 日以上
	シアン化合物	
	有機燐化合物	
	鉛及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	砒素及びその化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	アルキル水銀化合物	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
1,4-ジオキサン		
フェノール類	1 回/月以上	

項目	測定項目	頻度
	銅及びその化合物	1回/月以上
	亜鉛及びその化合物	
	鉄及びその化合物（溶解性）	
	マンガン及びその化合物（溶解性）	
	クロム及びその化合物	
	ダイオキシン類	1回/年以上
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	1回/3ヶ月以上
	水素イオン濃度（pH）	1回/日以上
	生物化学的酸素要求量（BOD）	1回/3ヶ月以上
	浮遊物質量（SS）	1回/3ヶ月以上
	ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量	1回/月以上
	温度	1回/日以上
	よう素消費量	1回/月以上
	騒音・振動・悪臭	騒音
振動		1回/年以上 (敷地境界3カ所)
悪臭(臭気指数)		1回/年以上 (敷地境界3カ所+排気口)
焼却主灰	熱灼減量	1回/月以上（各炉）
	ダイオキシン類	1回/年以上
	放射性物質	1回/月以上（各炉）
飛灰処理物	<重金属溶出試験> アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン	1回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
	放射性物質	1回/月以上（各炉）
作業環境	ダイオキシン類	1回/6ヵ月
放射線量率	敷地境界（4箇所） 灰ピット	1回/月